

区分	担当課	制度・サービス等	概要
県内 共通	住宅政策課	市営住宅の入居申込	パートナーと入居申込ができる
	市立病院	市立病院での面会、病状説明、手術同意	パートナーと面会できる、パートナーの病状説明を受けることができる、パートナーの手術等の治療方針の同意ができる
個別	市民課	住民票	続柄を「縁故者」とすることができる
	市民課	住民票の写しの請求	住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員としてできる(委任状不要)
	市民課	住民票の異動	住民票同一世帯のパートナーは、住所異動の手続きが同一世帯員としてできる(委任状不要)
	市民課	市営墓地の使用	パートナーを埋葬することができる
	市民課	市営墓地の承継	パートナーに使用権の承継ができる
	市民課	結婚お祝い事業	宣誓者に「松江堀川遊覧船の無料乗船券」と「松江歴史館・ホーランエンヤ伝承館の無料入館券」を進呈する
	保険年金課	国民健康保険に関する手続き	住民票同一世帯のパートナーは委任状を省略することができる
	保険年金課	後期高齢者医療に関する手続き	住所が同一のパートナーは委任状を省略することができる
	生活福祉課	生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる
	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請ができる
	障がい者福祉課	障害者手帳(身体・療育・精神)の受け取り	本人に代わって障害者手帳を受け取ることができる
	障がい者福祉課	障害者手帳(身体・療育・精神)交付申請	パートナーが申請を代行することができる
	障がい者福祉課	自立支援医療(更生・育成・精神)申請	パートナーが申請を代行することができる
	障がい者福祉課	障害者補装具・日常生活用具給付申請	パートナーが申請を代行することができる
	障がい者福祉課	福祉医療申請	パートナーが申請を代行することができる
	障がい者福祉課	特別障がい者手当申請	パートナーが申請を代行することができる
	障がい者福祉課	特別児童扶養手当申請	パートナーが申請を代行することができる
	障がい者福祉課	生活支援事業関係(路線バス優待事業、コミュニティバス定期券助成、通院交通費助成事業、福祉タクシー利用料、自動車運転免許取得・改造助成事業費)申請	パートナーが申請を代行することができる
	介護保険課	要介護(要支援)認定申請	パートナーが代理申請できる
	介護保険課	家族介護者交流(元気回復)事業	パートナーが申請できる
	介護保険課	「食」の自立支援事業	パートナーが代理申請できる
	介護保険課	訪問理美容サービス事業	パートナーが代理申請できる